「沖縄バプテスト連盟」開拓伝道支援基本方針

沖縄バプテスト連盟(以下「連盟」という。)は、宣教長期計画及び連盟加盟教会の開拓 伝道を協力・推薦するため、連盟開拓伝道支援に関する基本方針を下記の通り定める。

1. 開拓伝道の種類

- (1) 加盟教会が主体的に行なう開拓伝道を協力・支援する。
- (2) 加盟教会の複数教会が協力して主体的に行なう開拓伝道を協力・支援する。
- (3) 連盟宣教部及び理事会が認める開拓伝道を協力・支援する。

2. 資金計画

- (1) 連盟の経済的支援を受けて開拓伝道を行なう教会は、開拓伝道計画に基づく資金計画を宣教部に提出する。同部は、教会からの開拓伝道資金計画を審査し、理事会の承認を受けるものとする。
- (2) 宣教部の立案する開拓伝道計画及び資金計画は、理事会の承認を受けるものとする。

3. 責任者の選任

- (1) 連盟の経済的支援を受けて開拓伝道を行なう教会は、開拓伝道所の責任者を選任する。
- (2) 宣教部及び理事会が認める開拓伝道の場合は、母教会と協議し、開拓伝道所の責任を選任する。
- 4. 開拓伝道支援(補助)の種類 開拓伝道を行なう教会は、下記の援助を受けることが出来る。
 - (1) 開拓伝道所の牧会責任者の謝儀の補助
 - (2) 開拓伝道所の家賃等の補助
 - (3) 開拓伝道所の伝道費の補助
 - (4) 開拓伝道所開所に伴う費用の補助
- 5. 開拓伝道支援(補助)の金額と期間
 - (1) 開拓伝道所の牧会責任者の謝儀補助金額は、月額最高10万円で、補助期間は5年 とする。
 - (2) 開拓伝道所の家賃等の補助金額は、月額最高5万円で、補助期間は5年とする。
 - (3) 開拓伝道所の伝道費等の補助金額は、月額最高5万円で、補助期間は5年とする。
 - (4) 開拓伝道所の開所に伴う補助金額は、最高50万円とする。

6. 伝道所の成長

- (1) 宣教部は、開拓伝道所及び母教会との情報交換を行ない、成長を支援する。
- (2) 伝道所は、7年以内に教会組織を目指すように努力する。

7. 母教会

- (1) 母教会は、伝道所の責任者や会員に対して、人的、精神的、経済的な支援と責任を持ち、その伝道所の成長に惜しみない協力をする。
- (2) 宣教部は、母教会と綿密な意思の疎通をはかり開拓伝道計画から伝道所開所及び教会組織に至るまで協力する。
- (3) 母教会は、開拓伝道所の推進に当たって、伝道の進捗状況について報告義務を宣教 部に負うものとする。
- (4) 開拓伝道所の母教会が、都合により、母教会としての責任を継続出来ない場合は宣教部に申し出るものとする。
- (5) 複数教会が開拓伝道をする場合は、そのうち一教会を母教会とし他を協力教会とする。

8. 宣教部

- (1) 宣教部は、加盟教会と協力して開拓伝道を支援する。
- (2) 宣教部は、加盟教会に対して開拓伝道精神の高揚と開拓伝道ムーブメントを高める。
- (3) 宣教部は、開拓伝道支援(補助)に関するプランを作る。
- (4) 宣教部は、開拓伝道候補地の市場調査に基づく情報を提供する。
- (5) 宣教部は、開拓伝道所教会責任者の人選に協力する。
- (6) 宣教部は、開拓伝道のできる人材を育成するセミナー等を開催する。
- (7) 宣教部は、開拓伝道基金造成に協力する。
- (8) 宣教部は、開拓伝道マニュアルを作成し必要に応じて改正する。

付 則

- 1. この開拓伝道支援基金方針は、1998年9月25日第45回年次総会にて承認。
- 2. 2006年2月14日の理事会において「開拓伝道支援基本方針」一部変更
- 3. この開拓伝道支援基本方針を変更する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。